

[事案 2019-115] 慰謝料請求

・令和2年4月3日 和解成立

<事案の概要>

担当者が機微情報を義母に漏らしたことで、精神的苦痛を受けたことを理由に、慰謝料等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年2月に上腕部の手術を受けたため、平成29年2月に契約した終身医療保険にもとづき給付金を請求したところ、請求の過程で、担当者が、自分の承諾を得ないまま、自分の義母に対して、本手術を受けた事実および既往症であるパニック障害についての情報を漏えいした。そのため、義母との関係が悪化し、育児等の協力サポートが得られなくなり、延長保育料等の保育関係費用が発生したことから、精神的苦痛に対する慰謝料の支払いおよび保育関係費用の損害を賠償してほしい。

<保険会社の主張>

精神的苦痛に対する慰謝料の請求には応じる用意があるが、延長保育料等の保育関係費用の損害については、担当者の行為との因果関係を認めることができないため、応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、給付金請求過程での担当者の対応と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。